



あなたを必要としている
子どもたちがいます。

様々な事情で、実親と暮らすことのできない子どもたちがいます。家族として自分たちの家庭に迎え、愛情いっぱい大切に養育して下さる里親さんを必要としています。

里親に なりませんか

里親制度

里親制度は、児童福祉法に基づいて、児童相談所を通して里親に子どもの養育をお願いする制度です。子どもが必要とする期間養育していただく「養育里親」、養子縁組を希望する子どもを家庭に迎えて養子縁組を前提として養育する「養子縁組里親」などがあります。

養育期間

養育里親の場合、養育期間は、子どもたちの事情に応じ、数日、数ヶ月、数年、10数年…と様々です。里親制度に関心がある方はお近くの児童相談所にお問い合わせください。

出前講座

児童相談所と里親会では里親制度の説明や里親による養育体験発表などの無料出前講座を実施しています。少人数のグループや会合でもOK。お気軽に里親会にお問い合わせください。

島根県・島根県里親会

松江●中央児童相談所・松江地区里親会／松江市西川津町3090-1 TEL 0852-21-3168
隠岐●中央児童相談所隠岐相談室／隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 TEL 08512-2-9810

出雲●出雲児童相談所・出雲地区里親会／出雲市小山町70 TEL 0853-21-0007
浜田●浜田児童相談所・浜田地区里親会／浜田市上府町イ2591 TEL 0855-28-3560
益田●益田児童相談所・益田地区里親会／益田市高津4-7-47 TEL 0856-22-0083

家庭生活 体験事業

家庭で育まれる、子どもの心

平成23年度より島根県では『家庭生活体験事業』を行っています。

- ・施設で生活をしている子どもたちが、月に1〜2回程度、主に土日や長期休み中に里親家庭で数日間の家庭生活を体験する事業です。
- ・帰省先がなく家庭生活体験をしたことのない幼児・小中学生や、これから家庭を築いていく自立前の高校生などが体験を行っています。

家族は社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長にとって自然な環境です。家庭的な環境で過ごすことは、子どもの成長や発達にとって以下のような効果が期待されます。

- ①特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、安心感、自己肯定感、基本的信頼関係を育むことができる。
- ②家庭生活を体験し、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる。
- ③家庭生活での人間関係を学び、地域社会での社会性を養い、生活技術を獲得できる。

家庭生活体験事業 里親からの声

里親ってずっと子どもを育てるイメージがありました。
短期ならできそうな気がします。
(里親希望者)

家庭生活体験事業で1ヶ月に3〜5日ペースで子どもを迎え入れています。家庭に慣れようと子どもなりに頑張っているようです。初めの頃は、家庭での過ごし方や近所の人への対応など、戸惑うこともありました。だんだんと自然体で過ごせるようになりました。
(40代 養育里親)

里親といえば、養子にする、長い生活を共にする、あるいは沢山の子どもを迎える、そう思われている方もあるでしょう。いいえ、数日間の家庭生活体験を受け入れて下さるのも立派な里親であって、何ら違いはありません。むしろ、そういう里親ならできるかもしれないと思っただけの方が増えたなら、子どもの利益にとって本当にうれしいことです。わずかな日数の体験でどれだけ役に立つかわかりませんが、施設の方々と手を取り合って、家族の味を身につけた子どもを、少しでも多く世に送り出してやれるお手伝いがあるなら、里親としてこの上ない喜びでもあります。
(60代 養育里親)

